

成人
18才～

計画相談支援事業 利用契約書

計画相談支援事業 重要事項説明書

障害者生活支援センター所沢しあわせの里

計画相談支援 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と障害者生活支援センター所沢しあわせの里（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して提供する計画相談支援について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

本契約は、障害者総合支援法の趣旨にしたがって、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して提供する計画相談支援について定めます。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、令和____年____月____日から計画相談支援給付費の支給期間満了日までとします。
- 2 支給期間満了日から引き続いて計画相談支援給付費が支給決定された場合、本契約は、その支給期間満了日まで更新されるものとします。

第3条（相談支援専門員）

事業者は、利用者へ提供する計画相談支援の担当者として相談支援専門員を任命し、利用者に通知します。

第4条（身分証携行義務）

相談支援専門員は身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示します。

第5条（サービス利用支援）

事業者は、相談支援専門員に、次の各号に定めるサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させます。

- 1 利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行います。
- 2 アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、サービス等利用計画案を作成します。
- 3 サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
- 4 サービス等利用計画案の内容について、サービス担当者会議の開催等により、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- 5 サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者

又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。

- 6 サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付します。

第6条（継続サービス利用支援）

事業者は、相談支援専門員に、次の各号に定めるサービス等利用計画作成後の支援に関する業務を担当させます。

- 1 サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 2 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、受給者証に定められた期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接します。
- 3 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- 4 障害者支援施設、精神病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行います。

第7条（利用者負担額に係る管理）

事業者は、利用者負担上限額管理を行う場合は、障害福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者及び当該障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知します。

第8条（計画相談支援給付費の額の受領）

- 1 事業者は、市町村が支払う計画相談支援に要した費用の額の全部を、利用者に代わり、計画相談支援給付費として受領（法定代理受領）します。
- 2 事業者は、法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、計画相談支援給付費の額を通知します。

第9条（支給申請に係る援助）

事業者は、支給決定の有効期間の終了に伴う申請等を利用者が円滑に行えるよう、必要な援助を行います。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者の使用する従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ます。

第11条（サービス提供の記録）

事業者は、利用者に対する計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から5年間保存します。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の相談支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が、事業者又は相談支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 利用者が死亡した場合、本契約は自動的に終了します。

第13条（善管注意義務）

事業者は、本契約に定められた業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供した計画相談支援又はサービス等利用計画に位置づけられた福祉サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、迅速かつ適切に対応します。

第15条（賠償責任）

事業者は、計画相談支援の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第16条（裁判管轄）

利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

第17条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び事業者が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〔事業者名〕 社会福祉法人 安心会
障害者生活支援センター所沢しあわせの里
〔住 所〕 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-9 16-3

〔代表者名〕 理事長 片居木 裕明 印

利用者

〔住 所〕 _____

〔氏 名〕 _____ 印

(代理人又は立会人等)

〔住 所〕 _____

〔氏 名〕 _____ 印

相談支援 重要事項

(平成31年4月1日現在)

1 事業者

名称	社会福祉法人 安心会
所在地	〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-928-1
電話番号	04-2921-5522
代表者氏名	理事長 片居木 裕明
設立年月	平成7年12月4日

2 事業所の概要

事業所の名称	障害者生活支援センター所沢しあわせの里
事業所番号	一般相談支援 埼玉県 1132500040 号 特定相談支援 所沢市 1132500040 号 障害児相談支援 所沢市 1172500074 号
事業所の所在地	〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-916-3
電話番号	04-2921-5566
管理者氏名	沼倉 二美子（相談支援専門員を兼務）
開設年月	平成12年4月1日

3 職員体制

職種等	常勤	非常勤
管理者（相談支援専門員を兼務）	1名	
相談支援専門員	3名	
相談員		1名
ピアカウンセラー		1名

4 営業時間

月曜日～土曜日 8:30～17:30

（1月1日～1月3日、及び国民の祝日を除く）

5 利用料金

利用者の自己負担はありません。

6 苦情等の受付について

（1）当事業所における苦情等の受付

当事業所が提供する相談支援サービス、サービス等利用計画に位置づけられている福祉サービス等についての要望・苦情等は、下記窓口で承ります。

電話番号	04-2921-5566
受付時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30 (1月1日～1月3日、及び国民の祝日を除く)
苦情受付担当者	沼倉 二美子(管理者)
苦情解決責任者	田村 仁(所沢やすらぎの里 施設長)

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者は、当事業所への要望・苦情等を、第三者委員に相談することもできます。

名前	連絡先
横山 妙子 様	04-2939-7534
高野澤 一夫 様	090-7841-9632

(3) 行政機関その他苦情受付機関

所沢市役所 障害福祉課	04-2998-9116 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (年末年始及び国民の祝日を除く)
埼玉県 運営適正化委員会	048-822-1243 月曜日～土曜日 9:00～16:00 (年末年始及び国民の祝日を除く)

7 個人情報の利用目的について

当事業所では、利用者へのサービス提供に際し、下記の通り、必要最小限の範囲内で利用者の個人情報を利用することがあります。

(1) 利用目的

- ① サービス担当学会議等において、障害福祉サービス事業者や行政、医療機関等の関係者と情報を共有し、連携するため。
- ② 当事業所で受け入れる実習生等への実習指導に使用するため。
- ③ 損害賠償等に係わる保険会社等への相談・届出等のため。

(2) その他

当事業所では、相談支援専門員の力量を高めることを目的として、実践研究等において、事例を取り扱うことがあります。その場合、個人が特定されないことがないよう配慮するとともに、使用した事例は、終了時にすべて回収し、速やかに廃棄します。

相談支援サービスの提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

〔事業者名〕 障害者生活支援センター所沢しあわせの里

〔所在地〕 〒359-1106 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-9 16-3

〔説明者〕 _____ 印

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から相談支援サービスについての重要事項の説明を受け、相談支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ 印

(代理人または立会人等)

〔住所〕 _____

〔氏名〕 _____ 印